

諸外国の性犯罪規定の概要（性犯罪の対象となる性的行為の内容に関する規定）

（注）本資料は、性犯罪に関する刑事法検討会において配布した資料 8 「諸外国の性犯罪関連規定」等を基に整理したものである。

1 アメリカ・ミシガン州

性犯罪の対象となる性的行為

ミシガン州刑法は、性犯罪の対象となる性的行為として、「性的挿入」及び「性的接触」を定めているところ、

- 「性的挿入」とは、性行為、クニリングス、口淫、肛門性交、又は、たとえわずかであれ、人の体の一部若しくは物による他の人の体の性器若しくは肛門の開口部への侵入をいい、射精を伴うことは求められない（同法第750.520a条(r)）
- 「性的接触」には、被害者若しくは行為者の恥部への意図的な接触又は被害者若しくは行為者の恥部を直接覆う衣服への意図的な接触が含まれる（ただし、意図的な接触が、性的興奮や満足を得る目的と合理的に考えられ、又は性的目的で行われたと合理的にいえ、又は復讐、加虐若しくは怒りのために性的な態様で行われたものに限る。）（同条(q)）

旨規定している。

各性的行為を構成要件とする主な性犯罪規定

ア 性的挿入を構成要件とするもの

- 第三級性犯罪（同法第750.520d条）
性的挿入を成し遂げるために強制又は抑圧を用いた場合等
15年以下の拘禁刑
- 第一級性犯罪（同法第750.520b条）
行為者が被害者に身体傷害を負わせ、性的挿入を成し遂げるために強制又は抑圧を用いた場合等

17歳以上の者による13歳未満の者に対する違反は、無期拘禁刑又は25年以上の有期拘禁刑（同法第750.520b条（b））及び終身電子監視（同項（d））

18歳以上の者による13歳未満の者に対する違反で、行為者が、過去に、13歳未満の者に対する第一級性犯罪（第520b条）、第二級性犯罪（第520c条）、第三級性犯罪（第520d条）、第四級性犯罪（第520e条）若しくは性犯罪目的による暴行（第520g条）により、又は13歳未満の者に対する第一級性犯罪（第520b条）、第二級性犯罪（第520c条）、第三級性犯罪（第520d条）、第四級性犯罪（第520e条）若しくは性犯罪目的による暴行（第520g条）に実質的に相当する連邦、他の州若しくは政治区の法令違反により有罪に処せられた者は、終身刑（仮釈放なし）（同法第750.520b条（c））

及び を除き、無期拘禁刑又は有期拘禁刑及び終身電子監視（同項（a）、（d））

イ 性的接触を構成要件とするもの

- 第四級性犯罪（同法第750.520e条）
性的接触を成し遂げるために強制又は抑圧を用いた場合等
2年以下の拘禁刑又は500ドル以下の罰金若しくはこれを併科
- 第二級性犯罪（同法第750.520c条）

行為者が被害者に身体傷害を負わせ、性的接触を成し遂げるために強制又は抑圧を用いた場合等

15年以下の拘禁刑

13歳未満の者に対する17歳以上の者による性的接触を含む違反については、更に終身電子監視

2 アメリカ・ニューヨーク州

性犯罪の対象となる性的行為

ニューヨーク州刑法は、性犯罪の対象となる性的行為として、「性交」、「口淫」、「肛門性交」、「性的接触」及び「加重性的接触」を定めているところ（同法第130.00条第10号）。

- 「性交」とは、通常の意味のものを指し、それがいかに軽微なものであったとしても、いかなる挿入についても生じ得る（同条第1号）
- 「口淫」とは、口と陰茎、口と肛門又は口と女性器外陰部若しくは膣との接触からなる人間同士の行為をいう（同条第2号(a)）
- 「肛門性交」とは、陰茎と肛門との接触からなる人間同士の行為をいう（同条第2号(b)）
- 「性的接触」とは、いずれか一方の側の性的欲望を満足させる目的で、性器その他の人目につかない身体の部分に接触することをいう。これには、直接又は着衣の上からかを問わず、行為者が相手方に接触することのみならず、相手方が行為者に接触することも含まれ、また、相手方が服を着ているかいないかにかかわらず、行為者が相手方の体の一部に精液をかけることも含まれる（同条第3号）
- 「加重性的接触」とは、医学的目的がないのに、異物を子供の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に挿入し、それにより当該子供に身体的傷害を与えることをいう（同条第11号）

旨規定している。

各性的行為を構成要件とする主な性犯罪規定

ア 性交を構成要件とするもの

- 第三級強姦罪（同法第130.25条）
他人が性交時に当該行為に同意しないことを明確に表明しており、かつ、合理的な人物が、当該行為者の立場に置かれたとしたならば、四囲の事情の下で、当該他人の言動が同意の欠如の表明と理解したであろうときの事情が認められる場合において、当該他人と性交した場合等

1年6月以上4年以下の拘禁刑

- 第二級強姦罪（同法第130.30条）
精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人と性交した場合等

2年以上7年以下の拘禁刑

- 第一級強姦罪（同法第130.35条）
強制的強要により他人と性交した場合等

5年以上25年以下の拘禁刑

イ 口淫又は肛門性交を構成要件とするもの

- 第三級犯罪的性的行為罪（同法第130.40条）
他人が口淫又は肛門性交時に当該行為に同意しないことを明確に表明しており、かつ、合理的な人物が、当該行為者の立場に置かれたとしたならば、四囲の事情の下で、当該他人の言動が同意の欠如の表明と理解したであろうときの

事情が認められる場合において、当該他人と口淫又は肛門性交した場合等

1年6月以上4年以下の拘禁刑

- 第二級犯罪的性的行為罪（同法第130.45条）

精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人と口淫又は肛門性交した場合等

2年以上7年以下の拘禁刑

- 第一級犯罪的性的行為罪（同法第130.50条）

強制的強要により他人と口淫又は肛門性交した場合等

5年以上25年以下の拘禁刑

ウ 性的接触を構成要件とするもの

- 第三級性的虐待罪（同法第130.55条）

同意がないのに、他人を服従させて性的接触をさせた場合等

3月以下の拘禁刑

- 第二級性的虐待罪（同法第130.60条）

精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人を服従させて性的接触をさせた場合等

364日以下の拘禁刑

- 第一級性的虐待罪（同法第130.65条）

強制的強要により他人を服従させて性的接触をさせた場合等

2年以上7年以下の拘禁刑

- 第四級加重性的虐待罪（同法第130.65-a条）

- ・ 精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人の膣，尿道，陰茎，直腸又は肛門に異物を挿入した場合等

- ・ 精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人の膣，尿道，陰茎，直腸又は肛門に手指を挿入して身体的傷害を負わせた場合等

1年6月以上4年以下の拘禁刑

- 第三級加重性的虐待罪（同法第130.66条）

強制的強要により、他人の膣，尿道，陰茎，直腸又は肛門に異物を挿入した場合等

2年以上7年以下の拘禁刑

- 第二級加重性的虐待罪（同法第130.67条）

強制的強要により、他人の膣，尿道，陰茎，直腸又は肛門に手指を挿入して身体的傷害を負わせた場合等

3年6月以上15年以下の拘禁刑

- 第一級加重性的虐待罪（同法第130.70条）

強制的強要により、他人の膣，尿道，陰茎，直腸又は肛門に異物を挿入して身体的傷害を負わせた場合等

5年以上25年以下の拘禁刑

エ 加重性的接触を構成要件とするもの

- 第二級対児童連続性的行為罪（同法第130.80条）
3か月以上にわたり，11歳未満の子供と，性的行為（性交，口淫，肛門性交，性的接触又は加重的性的接触）を2回以上行った場合等
2年以上7年以下の拘禁刑
- 第一級対児童連続性的行為罪（同法第130.75条）
3か月以上にわたり，11歳未満の子供と，少なくとも性交，口淫，肛門性交又は加重性的接触のうちの一を含む性的行為を2回以上行った場合等
5年以上25年以下の拘禁刑

3 アメリカ・カリフォルニア州

性犯罪の対象となる性的行為

カリフォルニア州刑事法は、性犯罪の対象となる性的行為として、「性交」、「肛門性交」、「口淫」及び「性的挿入」を定めているところ、

- 「性交」には、いかなる性的挿入も、それがどれほど軽微なものであっても含まれる（同法第263条）
- 「肛門性交」とは、一方当事者の陰茎と他方当事者の肛門との接触により構成される性行為をいい、性的挿入がいかに軽微なものであっても含まれる（同法第286条(a)）
- 「口淫」とは、一方の口と他方の性器又は肛門とが結合する行為をいう（同法第287条(a)）
- 「性的挿入」とは、それがいかに軽微であっても、性的興奮、性的満足又は虐待の目的で、異物、物質、器具若しくは装置若しくは不明の物体を、他人の性器若しくは肛門に挿入する、又は、他人をして被告人の若しくは他人の性器若しくは肛門に挿入させる行為をいい、「異物、物質、器具若しくは装置」には、性器以外の肉体の一部も含まれ、「不明の物体」には、挿入された物が、陰茎なのか、異物、物質、器具又は装置なのか、陰茎以外の肉体の一部なのか不明である場合の、異物、物質、器具及び装置並びに陰茎を含む肉体の一部が含まれる（同法第289条(k)）

旨規定している。

各性的行為を構成要件とする主な性犯罪規定

ア 性交を構成要件とするもの

- 強姦罪（同法第261条、第262条）

威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反して性交した場合等

州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑

イ 肛門性交を構成要件とするもの

- 肛門性交罪（同法第286条）

威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反して肛門性交した場合等

州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑

ウ 口淫を構成要件とするもの

- 口淫の罪（同法第287条）

威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反して口淫した場合等

州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑

エ 性的挿入を構成要件とするもの

○ 性的挿入の罪（同法第289条）

威力，暴行，強制，脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，当該被害者の意思に反して，性的挿入をした場合等

州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑

4 イギリス（イングランド・ウェールズ）

性犯罪の対象となる性的行為

イギリスの2003年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003）は、性犯罪の対象となる性的行為として、

- 陰茎を膣、肛門又は口に故意に挿入する行為（同法第1条第1項等）
- 身体の一部又は物を膣、肛門に故意に挿入する行為であり、挿入が性的であるもの（同法第2条第1項等）
- 身体に故意に接触する行為であり、接触が性的であるもの（同法第3条第1項等）

を規定している。

各性的行為を構成要件とする主な性犯罪規定

ア 陰茎を膣、肛門又は口に挿入する行為を構成要件とするもの

- レイプ罪（同法第1条）

Aが陰茎を他人Bの膣、肛門又は口に故意に挿入し、Bが挿入に同意しておらず、AはBが同意していると合理的に信じていなかった場合

最高で終身刑

- 13歳未満の児童に対するレイプ罪（同法第5条）

人が陰茎を他人の膣、肛門又は口に故意に挿入し、その他人が13歳未満である場合

最高で終身刑

イ 故意に身体の一部又は物を膣又は肛門に性的な挿入をする行為を構成要件とするもの

- 挿入による暴行の罪（同法第2条）

Aが身体の一部又は物を他人Bの膣又は肛門に故意に挿入し、挿入が性的であり、Bが挿入に同意しておらず、AはBが同意していると合理的に信じていなかった場合

最高で終身刑

- 13歳未満の児童に対する挿入による暴行の罪（同法第6条）

人が故意にその身体の一部又は物を他人の膣又は肛門に故意に挿入し、その挿入が性的であり、その他人が13歳未満である場合

最高で終身刑

ウ 故意に身体に性的な接触をする行為を構成要件とするもの

- 性的暴行の罪（同法第3条）

Aが他人Bの身体に故意に接触し、接触が性的であり、Bが接触に同意しておらず、AはBが同意していると合理的に信じていなかった場合

略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金

又は併科

正式起訴の場合は、10年以下の拘禁刑

- 13歳未満の児童に対する性的暴行の罪（同法第7条）

人が他人の身体に故意に接触し、接触が性的であり、その他人が13歳未満で

ある場合

略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金
又は併科

正式起訴の場合は、14年以下の拘禁刑

5 フランス

フランス刑法は、暴行、強制（身体的強制か精神的強制かを問わない。）、脅迫又は不意打ちを伴って実行する性的侵害を全て「性的攻撃」と規定している（同法第222-22条第1項）。

その上で、同法は、性的攻撃を

- 暴行、強制、脅迫又は不意打ちによって実行される、他人の身体に対する全ての性的挿入行為（強姦）（注1）（同法第222-23条第1項）
- 暴行、強制、脅迫又は不意打ちを伴って実行される性的挿入行為以外の性的侵害（強姦以外の性的攻撃）（同法第222-27条等）

に分類して規定しており、

- 強姦罪は、15年の拘禁刑（同法第222-23条第2項）
- 強姦以外の性的攻撃罪は、5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金（同法第222-27条）

と規定している。

（注1）裁判例によれば、「性的挿入行為」には、性器の結合のほか、
膣内に指、棒、その他何らかの物体を挿入する行為（破毀院刑事部1990年9月5日判決等）
肛門に性器を挿入する行為（破毀院刑事部2000年1月12日判決等）
肛門に性器以外の異物を挿入する行為（破毀院刑事部1990年9月5日判決、同1994年4月27日判決等）
いわゆる口淫（破毀院刑事部1996年5月22日判決、同1997年12月16日判決等）
が含まれ、他方で、
異物（陰茎の形状をした物）を口腔内に挿入する行為（破毀院刑事部2007年2月21日判決）
女性が強いて自ら男性と性交する行為（破毀院刑事部1998年10月21日判決）
主体が強いて被害者の陰茎を口淫する行為（破毀院刑事部2001年8月22日判決）
は、「性的挿入行為」に含まれないとされている。

6 ドイツ

ドイツ刑法は、性犯罪の対象となる性的行為について、「個々の保護法益に照らして一定の重大性を有する行為のみをいう。」と規定している（同法第184条h第1号）。

また、同法は、

- 他の者の認識可能な意思に反した場合（同法第177条第1項）等において、当該他の者に対して性的行為を行い、若しくは、同人に性的行為を行わせ、又は、同人に第三者に対する若しくは第三者による性的行為を行い若しくは甘受するように決意させた者は、6月以上5年以下の自由刑
- 犯罪とされる性的行為のうち、行為者が、被害者と性交をし、若しくは被害者に性交をさせ、又は、身体への挿入と結びつく場合は取り分けそうであるが、被害者を特に辱める性交類似行為（注2）を被害者に対して行い、若しくは、被害者に行わせたとき等を犯情の特に重い事案とし、2年以上の自由刑（同法第177条第6項第1号）に処する旨規定する。

（注2）「性交類似行為」には、

肛門性交及び口腔性交

膣又は肛門に器物を挿入する行為

が含まれると解されているほか、連邦通常裁判所の裁判例によれば、

口腔に射精又は放尿する行為

も含まれると判断されており、また、

膣等に手指を挿入する行為

等も事案によっては含まれ得ると判断されている（Thomas Fischer「Strafgesetzbuch」第67版，2020，C.H.BECK）。

7 韓国

性犯罪の対象となる性的行為

韓国刑法は、性犯罪の対象となる性的行為について、

○ 姦淫

○ 口腔，肛門等の身体（性器は除く。）の内部に性器を入れ，又は性器若しくは肛門に指等の身体（性器は除く。）の一部又は道具を入れる行為

○ わいせつな行為

を規定している。

各性的行為を構成要件とする主な性犯罪規定

ア 姦淫を構成要件とするもの

○ 強姦罪（同法第297条）

暴行又は脅迫により，人を強姦した場合

3年以上の有期懲役

イ 口腔，肛門等の身体（性器は除く。）の内部に性器を入れ，又は性器，肛門に指等の身体（性器は除く。）の一部又は道具を入れる行為を構成要件とするもの

○ 類似強姦罪（同法第297条の2）

暴行又は脅迫により，人に対し，口腔，肛門等の身体（性器は除く。）の内部に性器を入れ，又は性器若しくは肛門に指等の身体（性器は除く。）の一部又は道具を入れる行為をした場合

2年以上の有期懲役

ウ わいせつな行為を構成要件とするもの

○ 強制わいせつ罪（同法第298条）

暴行又は脅迫により，人に対し，わいせつな行為をした場合

10年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金

8 フィンランド

性犯罪の対象となる性的行為

フィンランド刑事法は、性犯罪の対象となる性的行為を「性交」及び「性交以外の性的行為」に分類し、

- 「性交」とは、性器によって行われ、又は性器若しくは肛門を対象とする、相手の身体への行為者の性器の挿入、又は行為者の身体に相手の性器を入れる性的挿入をいう（同法第20章第10条第1項）
- 「性的行為」とは、行為者及び相手方並びに行為の状況に鑑みて、性的な行為をいう（同条第2項）

旨規定している。

各性的行為を構成要件とする主な性犯罪規定

ア 性交を構成要件とするもの

- レイプ罪（同章第1条）

人に対し、暴力を行使し、又は暴力を行使する旨の脅迫をすることによって、人に性交を強要した場合

1年以上6年以下の拘禁刑

イ 性交以外の性的行為を構成要件とするもの

- 性的行為の強要罪（同法第4条）

暴力又は脅迫によって、性交以外の性的行為を行い、又は当該行為の対象とされることを人に強要した場合

罰金刑又は3年以下の拘禁刑

9 スウェーデン

性犯罪の対象となる性的行為

スウェーデン刑事法は、性犯罪の対象となる性的行為を、

- 性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為
- 上記以外の性的行為

に分類して規定している。

各性的行為を構成要件とする主な性犯罪規定

ア 性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為を構成要件とするもの

- レイプ罪（同法第1条）

自発的に参加していない者に対して、性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為を行った場合

2年以上6年以下の拘禁刑

イ 上記以外の性的行為を構成要件とするもの

- 性的暴行罪（同法第2条）

自発的に参加していない者に対して、性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為以外の性的行為を行った場合

2年以下の拘禁刑

10 カナダ

カナダ刑事法では、性交又は性的挿入を要素とする犯罪類型は規定されておらず、同意のない性的な暴行を処罰する性的暴行罪(同法第271条)が規定されている(注3)。

カナダ刑事法では、性的暴行罪の法定刑について、

- 正式起訴犯罪として10年以下の拘禁刑に処し、被害者が16歳未満であるときには1年以上14年以下の拘禁刑に処し、又は
- 略式起訴犯罪として18月以下の拘禁刑に処し、被害者が16歳未満であるときには6月以上2年未満の拘禁刑に処す旨規定されている。

(注3)カナダ刑事法では、以下の場合に暴行に及んだものとする旨規定されている。

- 他人の同意なく、その他人に対し、直接又は間接に、故意に実力を行使したとき
 - 目的達成能力を現に有して、又はそれを現に有すると合理的根拠をもって他人に信じさせて、行動又は挙動によって、その者に対して実力の行使を試み又は実力を行使すると脅迫したとき、又は
 - 凶器又はその模造品を公然と装着又は携帯して、他人に話しかけ若しくは立ちはだかり、又は物乞いしたとき
- と規定されている(同法第265条第1項、第2項)